

## 平成 21 年度税制改正に関する要望

東京商工会議所

日本経済はこれまで旺盛な外需に支えられ、緩やかな景気拡大を続けてきた。しかしサブプライム問題に端を発する米国の景気減速や急激な原材料価格の高騰により、昨年秋口以降、停滞感が深まり、いまや景気後退局面入りが明確になっている。わが国にとって、景気を再び回復軌道に戻し、資源価格の高騰にも耐え得る体質へと転換することが喫緊の課題となっている。

一方で、わが国企業の 99.7% を占め、雇用の 7 割を担う中小企業は、これまでの景気拡大期にあっても景気回復の実感に乏しく、さらに厳しい競争環境の下で素原材料価格の上昇分を転嫁することもままならず、一層の収益悪化や廃業の危機に晒されている。

このような状況下、平成 21 年度税制改正では、日本経済の再浮揚に向けて、世界経済のダイナミズムを取り込み、GDP の 6 割を占める個人消費を拡大し、豊富な個人金融資産を有効活用する等の施策を講ずる必要がある。さらに異常な原材料価格の高騰に対しては、世界に冠たるわが国の省エネ技術の開発や普及促進を税制により後押ししていく必要がある。そして苦境にある中小企業に対しては、平成 20 年度税制改正で決定した「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を確実に制度化することをはじめ、中小企業の活性化や経営革新を促す税制を一層拡充していく必要がある。

今回の改正では、基礎年金の国庫負担割合の引き上げを含む社会保障制度の安定財源の確保も 1 つの争点であり、消費税のあり方が議論になっている。しかし景気減速下の増税は消費者マインドを決定的に悪化させ、かえって景気失速による大幅な税収減をもたらす。さらに消費税には価格転嫁難等の中小企業への悪影響や逆進性といった問題もあり、その解決が必要不可欠である。安定財源の確保と今後の財政健全化はあくまでも景気拡大による自然増収と徹底的な歳出削減により実現すべきである。そのため、国・地方とも公務員や議員定数の削減を含む徹底的な歳出削減の努力を継続すべきであり、同時に税以外にも新たな財源がないか幅広く検討する必要がある。

以上のことから東京商工会議所は、平成 21 年度税制改正において下記の諸点を実現するよう要望する。

記

### **・日本経済の持続的な成長拡大と中小企業の活性化**

#### **1. 日本経済の持続的な成長拡大のために**

##### **(1) 世界経済のダイナミズムを取り込む税制**

わが国の法人実効税率（現行：40.69%）は、欧州諸国の 30%、アジア諸国の 15～20% など諸外国と比べて高い水準にある。経済のグローバル化が進むなか、わが国企業の国際競争力を確保するとともに成長著しい新興国も含めた世界経済のダイナミズムを取り込む観点から、法人実効税率を諸外国と比較して遜色のない水準まで引き下げるべきである。

## (2) 個人消費を促す税制

景気の先行きに不透明感が深まるなか、安定的かつ持続的な景気回復を実現するために、わが国のGDPの6割を占める個人消費の拡大が待たれる。そのため、裾野の広い需要を喚起する観点から個人の住宅購入を支援していく必要がある。また高齢層の資産を早期に次世代へ移転することが経済活性化に資すると期待される。以上のことから次の2点を要望する。

### 期限切れを迎える住宅ローン減税の延長・拡充

平成20年12月31日で期限切れを迎える住宅ローン減税について、控除対象借入金の限度額（現行：2,000万円）を首都圏のマンション契約者の平均借入額である3,000万円に拡大するなど制度内容を拡充したうえで適用期限を延長すること。

### 贈与税の基礎控除額の引き上げ、相続時精算課税制度の年齢要件の緩和

暦年課税を利用した生前贈与における平均受贈額が330万円であることから、贈与税の基礎控除額（現行：110万円）を大幅に引き上げるとともに、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件（現行：65歳以上）を60歳以上へ引き下げること。

## (3) 金融・資本市場の強化

豊富な個人金融資産を有効活用することが経済活性化の観点から重要であり、「貯蓄から投資へ」の流れをさらに加速する必要がある。また、株式市場の厚みや老後の資産形成に資する観点から確定拠出年金への拠出を促す仕組みが求められる。このようなことが、わが国の金融・資本市場の国際競争力の向上にもつながる。以上のことから次の3点を要望する。

### 金融所得課税の一体化の推進

平成20年度税制改正で決定した株式投資の損益通算制度（株式譲渡損益と配当所得の損益通算、平成21年から導入予定）に加えて、他の金融所得も対象とした一体化を一層加速するとともに、平成20年末に予定されている上場株式の譲渡益と配当の軽減税率（現行：10%）の廃止は景気状況を見ながら慎重に行うこと。

### 確定拠出年金の拠出限度枠の拡充、マッチング拠出の容認

従業員の退職後の所得保障を充実させるため、企業年金制度の充実・改善が必要であり、現行の確定拠出年金制度について、イ. マッチング拠出の創設、ロ. 拠出限度額の引き上げ、ハ. 脱退一時金の受取要件の緩和等の措置をはかること。

### 高齢者投資マル優制度の創設

高齢者が安心して資産形成に取り組むことができるよう、高齢者が受け取る上場株式等の一定額以下の配当および譲渡益について非課税とする制度を創設すること。

## (4) 原油価格急騰に対するエネルギー関係諸税の引き下げ

原材料価格の急騰は、企業にとって深刻な収益圧迫要因となっており、国民生活全体をも脅かしている。とりわけ原油価格の急騰が及ぼす影響は大きい。その原因は、新興国の需要増という構造的な要因のみならず、国際金融市場における投機資金によるところも大きい。

異常な原油価格高騰に対しては、激変緩和措置としてエネルギー関係諸税の一時的な引き下げも視野に対応すべきである。

## **2. 中小企業の活性化・経営革新を促す税制のあり方**

### **(1) 中小企業の法人税の軽減税率の引き下げ及び適用所得金額の引き上げ**

経済がグローバル化するなかで、活動拠点を海外に移転できる大企業とは対照的に、中小企業の多くは国内に留まって地域の経済や雇用を支えている。しかし国内に留まる中小企業といえども海外からの低価格な競合製品の流入などグローバル化の波に晒されており、このような競争に伍していけるよう環境整備を進める必要がある。

以上のことから、法人税の軽減税率(現行:22%)を引き下げるとともに適用所得金額(現行:800万円)を引き上げるべきである。

### **(2) 同族会社に対する課税の見直し**

#### **特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の廃止**

本措置は、役員給与が法人段階で損金となり、さらに個人の所得計算上、給与所得控除の対象にもなることに着目して個人事業者が節税目的から安易に法人成りすることを防ぐ観点から創設された制度である。多くの批判を受けて、平成19年度改正により基準所得金額が引き上げられ対象企業が減少したが、そもそも制度趣旨と異なり、実際には従業員規模及び業歴とも十分に備えた既存の同族会社も対象となっていることや、個人所得税の概念を法人税に持ち込んでいる点、法人間における不平等な扱いを招くことなど様々な問題がある。以上のことから、本措置は廃止すべきである。

#### **留保金課税の廃止**

平成19年度改正により資本金1億円以下の中小企業同族会社については留保金課税が廃止されたが、そもそも自己資本を充実し、経営基盤を強化していくうえで留保金課税は大きな阻害要因となっている。今後、資本金1億円超の同族会社についても、自己資本比率が低い企業については適用除外とするなど経過措置を講じながら、廃止していくべきである。

### **(3) 欠損金の繰戻還付措置の全面復活**

本措置は法人税法で規定されているにも関わらず財政上の理由から、創業5年以内の中小企業以外は適用が停止されている。しかし本措置は、継続的に事業活動を行う法人企業に対して事業年度毎に課税することにより生ずる欠陥を是正するための措置であり、諸外国でも1~3年間の繰戻期間が認められており、本来制限すべきものではない。とりわけ年ごとの業績が不安定になりがちな中小企業にとっては必要不可欠な措置である。

以上のことから、中小企業について繰戻還付措置を全面的に復活すべきである。

### **(4) 役員給与の損金算入制度の見直し**

平成18年度税制改正により役員給与課税が大幅に改正され、利益連動給与の導入や賞与の損金算入が可能になった。しかし以下のような多くの問題が生じており、実務上混乱を招いている。そもそも役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入すべきものである。以上のことから企業の役員給与の実態を踏まえた弾力的な制度へと見直すべきである。

イ。「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」の損金算入が認められる要件や改定事由が限定されており、企業の実態に合っていない。

例えば、役員給与を増額する場合、定時株主総会による増額改定と臨時改定事由による増額支給以外は認められてない。そのため、臨時株主総会により増額する役員給与、期首に遡及して一括支給する役員給与等、改正前には損金算入が容認されていた役員給与が現行上損金不算入となっている。また、減額改定事由についても、「経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とされており、担当部門の業績不振に伴う担当役員の給与の減額改定は認められていない。

ロ。「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」に係る臨時改定事由や業績悪化改定事由の判断基準が明確ではない。

例えば、多額の設備投資に伴い役員給与を減額する場合は臨時改定事由と認められるか否か、また、どの程度経営状況が悪化すれば、業績悪化改定事由と認められるか等が明らかでなく、実務上判断が難しい。

ハ。「事前確定届出給与」の届出書について記載事項が多く相当の労力を要する。

例えば、同族会社の非常勤の役員給与の届出書に他の役員全員分の1年間の給与の状況についてすべて記入しなければならない等、納税者にとって事務負担が重い。

また、現行制度において、利益連動給与は同族会社には認められていないが、経営者のインセンティブを向上し、企業の活力を高める観点から、一定の要件を満たした同族会社についても利益連動給与を認めるべきである。

#### (5) 中小企業における退職給付引当金の損金算入制度の復活

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、企業においては、従業員の確保・維持に向けて、その福利厚生の実質が求められている。退職給付引当金に対する損金算入制度は平成14年度に廃止されたが、とりわけ労働力不足に悩まされている中小企業において、従業員の福利厚生により一層の実質を図る観点から、退職給付引当金に対する損金算入制度を復活すべきである。

#### (6) 印紙税の廃止

電子媒体を通じた取引の普及や手形を通じた企業間決済の減少に伴い、印紙税の負担に不公平が生じている。例えば電子商取引の中小企業への普及は遅れており、また手形取引は中小企業とりわけ製造業、卸売業での利用が依然として多い。

さらに印紙税は、何号文書に該当するか判断に手間がかかる、契約金額（記載金額）が同じでも文書の種類によって税額が異なるなど、様々な問題が指摘されている。

平成20年度与党大綱の検討事項に「不動産取引等に係る印紙税」について、総合的な検討を行う旨が明記されたが、以上のことから印紙税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも非課税となる契約金額の大幅な引き上げ、税率の累進度の緩和などの見直しを図るべきである。

#### (7) 費用性の明らかな交際費の全額損金算入

企業において社会通念上必要な費用や業績拡張に資する透明性の高い費用については、企業経営の実態に即した税務処理を認めるべきであり、事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費は損金算入を認めるべきである。以上のことから、交際費は全額損金算入とする法人税本来の制度にもどすか、現行の特例を大幅に拡充するべきである。

## **(8)消費税制度に係る問題点の解決**

### **簡易課税制度と本則課税制度の選択の柔軟化**

現行制度では、消費税課税事業者選択届出書、消費税簡易課税制度選択届出書等の提出期日が課税期間の開始日の前日までとなっているものが多く、課税期間において課税方式等の変更ができず、納税者の混乱を招くことがある。

また課税期間が1年であるにもかかわらず、一度選択した課税方式等を2年間継続適用しなければならないことや免税事業者及び簡易課税事業者の判定の基準期間は、当該事業年度の前々事業年度となっているため、とりわけ機動的な設備投資判断が求められる中小企業にとって、このような硬直的な制度が問題となることが多い。

以上のことから次のとおり制度を改めるべきである。

- イ．適用を受けようとする課税期間の申告期限の末日まで各種届出書等の提出を認めること
- ロ．消費税の課税方式、課税期間、仕入控除税額計算方式の2年間継続適用の規定を廃止すること
- ハ．免税事業者及び簡易課税事業者の判定について、基準期間を廃止し、当該課税期間の課税売上高によること

### **増加する消費税滞納への対応**

近年、消費税の新規発生滞納額は減少傾向にあるものの、その件数は増加傾向にある。滞納防止の観点から、前事業年度の消費税額が60万円以下の事業者でも、自ら希望する場合は中間申告ができ、その回数も任意に選択できるよう制度を改めるべきである。

### **法人の消費税申告期限の延長制度の創設**

消費税には法人税のような申告期限の延長制度がないため、法人税の申告期限の延長を受けた法人企業は、消費税の申告について期限後申告となり無申告加算税を課される恐れがある。納税者の利便性を図る観点から、消費税においても1ヵ月間の申告期限の延長制度を創設すべきである。

### **仕入税額控除の要件緩和**

現行制度では仕入税額控除の要件として、帳簿及び請求書等を保存し、なおかつ仕入先の名称、仕入の年月日、資産又は役務の内容等を記載しなければならず、法令上、法人税や所得税よりも厳格な記帳水準が要求されている。このため法人税や所得税の所得計算上、仕入れの事実が認定されているにもかかわらず、消費税の仕入税額控除が否認される事例が発生している。

一方で実務上は、課税仕入れの相手先が特定できる場合には、厳格な記載を求めない柔軟な運用がされており、法解釈と実務が乖離している。

そこで、事業者の納税事務負担の軽減、課税側の徴税コスト削減等の観点から、例えば請求書等に上記事項の記載がある場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにするなど、仕入税額控除の要件を法令上、緩和するべきである。

### **事業者間取引の外税化と端数処理**

現行制度上、事業者間取引を内税方式、外税方式のどちらで行うかは事業者の判断に委ねられているが、平成16年度から消費者に対する総額表示が導入されたことにより事業者間取引でも内税方式を採用する事業者が出てきている。しかし、取引当事者

間で収受される税額を明確にすることにより、事業者間の税額転嫁が確実に行われるようにするため、また、両方式が混在していることに伴う事務コストを避けるため、事業者間取引については、原則として外税方式に法令上、統一すべきである。

また事業者間取引の際に発生する1円未満の端数処理についても、現行制度では事業者が切り捨て、切り上げ、四捨五入を任意で選択できるが、端数処理の違いによる齟齬や煩雑さを軽減するため、端数処理を四捨五入に統一すべきである。

#### **個別消費税等との二重課税の解消**

消費税は、個別消費税（たばこ税、酒税、石油石炭税など）や印紙税との二重課税になっている。さらに二重課税から生ずる負担は、個別消費税が課されている石油製品や自動車関連等の一部の商品・サービスに偏っていることから、特定の業界や消費者に税負担が集中する結果となり、公平性を欠いている。消費税と二重課税となっている以下の税について、縮小・廃止・調整措置を講じるべきである。

イ．石油に課せられる税（揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税など）

ロ．自動車に課せられる税（自動車取得税）

ハ．嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）

ニ．その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税、法人事業税の外形標準課税）

#### **(9) 期限切れを迎える中小企業向け租税特別措置の延長・拡充**

中小企業の設備投資・人材投資を支援する観点から、今年度末で期限切れを迎える以下の租税特別措置を延長・拡充すべきである。なお、租税特別措置の不適用による過大申告についても「更正の請求」の対象とすべきである。

##### **中小企業等基盤強化税制**

対象資産に中古資産を含めることや、価額要件を引き下げる等、適用要件を緩和したうえで延長すべきである。また、中小企業投資促進税制と制度内容が重複している部分も多いことから、同税制との統合も考慮にいて、延長・拡充すべきである。

##### **人材投資促進税制**

平成20年度改正により中小企業等基盤強化税制の中に位置づけられた教育訓練費の総額に係る税額控除制度について、使用人兼務役員にも対象を広げるなど、適用要件を緩和したうえで延長すべきである。

### 3. 事業承継の円滑化に向けた税制と相続・贈与税

#### (1) 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の確実な制度化

今後、本制度が中小企業経営者にとって使い勝手のよい制度となり、本年10月1日から確実に制度化されるよう下記事項の実現を強く要望する。

##### 猶予税額の免除要件

##### イ. 猶予された相続税額が免除される場合の明確化

平成20年度税制改正大綱によると、5年間の事業継続期間経過以降、後継者（事業承継相続人）が相続税の納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額が免除されることになっているが、その「一定の場合」に、会社が倒産した場合、次の後継者に納税猶予対象株式を生前贈与して事業の継続を図る場合、を含められたい。

##### ロ. 事業継続期間経過後に譲渡した株式の時価が猶予税額等を下回った場合の措置

平成20年度税制改正大綱によると、事業継続期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額および相続税の法定申告期限からの利子税を納付することになっているが、株式の時価が猶予税額と利子税の合計額よりも下落している場合には、その時価を納付額の上限とするよう措置されたい。

##### 「特定同族会社事業用宅地特例」と本制度の併用

被相続人が所有し会社の事業に供していた一定の土地（特定同族会社事業用宅地）が円滑に後継者に承継されることは、事業承継にとり極めて重要である。このため、特定同族会社事業用宅地特例（400平米までの事業用宅地について相続税の課税価格を80%減額）と本制度の併用を、是非とも引き続き認められたい。

##### 本制度の適用対象外となる資産管理会社等の要件

経営承継円滑化法省令（本年9月公布）において、資産管理会社等が定められたが、今後、税法において、本制度の適用対象外となる資産管理会社等が同省令において定められた内容にさらに要件が付加される場合には、持株会社あるいは不動産管理会社であるからといって一律に資産管理会社等に該当すると整理しないなど、中小企業の経営実態に即して定められたい。

##### 事業継続期間経過後の組織再編を阻害しない措置

経営承継円滑化法省令において、事業継続期間内において、納税猶予制度を選択した企業が組織再編を行う際に、一定要件を満たす場合には、納税猶予の対象となった株式等を保有し続けているものとみなすことになっているが、事業継続期間経過以降においても、同省令と同様の措置を講ずるなど、本制度が当該企業の自由な組織再編を阻害することがないように配慮されたい。

##### 利子税の十分な軽減

平成20年度税制改正大綱によると、事業継続期間内に経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全部および利子税を、また、同期間経過後において納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額および利子税を、それぞれ納付することになっているが、利子税の負

担を危惧するあまり後継者が納税猶予制度の活用を躊躇することがないよう、利子税については十分な軽減措置を講じられたい。

#### **雇用要件が未達となった場合の猶予期間の設定等**

雇用の8割維持について、雇用人数に欠員を生じた場合、その時点の雇用情勢や景気情勢によっては迅速な人員補充が難しいことも考えられる。8割を下回った場合、即座に要件未達と判断することなく一定の猶予期間を設けるなどの措置を検討されたい。また会社分割等の組織再編があった場合、一社だけでなく全体の雇用数で判断するよう検討されたい。

### **(2) 株式の生前贈与を促進するための税制措置**

中小企業における計画的な事業承継の促進のため、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象に、相続時精算課税制度を利用して生前贈与した自社株式や今後生前贈与する自社株式を含めるなど、株式の生前贈与を促進するための税制措置を講じられたい。

### **(3) 株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備**

中小企業の事業承継の一層の促進のため、事業承継手段の選択肢を増やす観点から、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象に、株式の信託を活用した場合を含めるなどの措置を講じられたい。

### **(4) 取引相場のない株式の評価方法の見直し**

取引相場のない株式は、中小企業が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなる一方で換金性がないことから、後継者の相続税負担が重くなり、事業者の意欲を阻害する要因となっている。

今般、創設が決定した「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は、このような相続税負担を軽減する画期的な制度であるが、同制度の施行後といえども、親族間で分散した株式の後継者による買い戻し、後継者以外に自社株式を相続する共同経営者の相続税負担など、過大な株式評価が支障となる場合がある。

このため、円滑な事業承継を可能とする観点から、引き続き、取引相場のない株式の評価方法の見直しを検討されたい。

### **(5) 相続税の課税方式を含む総合的な見直し**

相続税の遺産取得課税方式への変更ならびに相続税の総合的な見直しが検討されることとなったが、今回の見直しは、あくまでも事業承継税制に関連する相続税の課税上の問題を是正することを主眼とすべきであり、実務上の混乱を避ける観点からも大幅な変更は避けるべきである。

また、相続税の総合的な見直しにあたっては、わが国の相続税が総税収に占める割合や最高税率は欧米諸国よりも高く、よく指摘される課税割合についても、米国より著しく高く、英国とほぼ同水準であること等、決して相続税負担を高めるべき状況にない。さらにわが国の相続税は、相対的に地価の高い大都市部に偏った負担構造となっており、徒に制度を見直すことは、その偏りを一層増大させかねないことを念頭に置く必要がある。



## **・少子高齢化やライフスタイルの変化への対応**

### **1. 少子高齢化やライフスタイルの変化に対応した税制**

#### **(1) 児童税額控除創設など諸控除の見直し**

##### **児童税額控除の創設等**

わが国の少子化傾向は依然として深刻であり、2005年に過去最低の合計特殊出生率1.26を記録して以来、現在でも1.34となお低い水準のまま推移し、人口維持に必要な2.08には到底及ばない状況である。もはや少子化対策・両立支援策は国家的な喫緊の課題であり、今後一層の対策が必要である。そこで子育て世代の経済的負担の軽減、および保育環境整備の観点から次の諸点を要望する。

##### **イ. 児童税額控除の創設**

子どもの数に応じた税額控除（例えば「第3子以降450万円<18歳まで年間最大25万円>」）を創設すること。

##### **ロ. 事業所内託児施設関連資産に係る割増償却制度の拡充・延長**

平成19年度改正により創設された「事業所内託児施設関連資産に係る割増償却制度（5年間：大企業20%、中小企業30%）の延長・拡充を図ること。

##### **ハ. 育児支援費用に係る税額控除制度の創設**

従業員を対象とする育児支援サービスの提供に要する経費について、法人税等の税額控除制度を創設すること。

##### **退職所得控除の見直し**

退職所得控除は、就労者のライフスタイルや就労形態が多様化し、人材の流動化が進んでいる現状に鑑み、勤続20年で控除額が1年につき40万円から70万円へと大きく変化する現行制度を改め、勤続年数の長短にかかわらず退職所得の一定の割合を控除する仕組みに改めるべきである。

##### **介護費用に係る所得控除制度の創設**

今後、高齢化社会が進展する中で、国民が安心して老後を迎えられるよう、高齢者やその家族の経済的負担の軽減を図る必要がある。そのため、個人が負担する介護に要する費用について、現在医療費控除の対象外となっている介護費用（認知症対応型共同生活介護に関する費用など）も含め、介護費用に係る所得控除制度を創設すべきである。

また、民間介護保険料について、現行、生命保険、医療保険、ガン保険等とあわせて生命保険料控除の対象（限度額：所得税5万円、住民税3.5万円）となっている。将来の介護資金確保に備え、介護保険への加入を促す観点から、現行の生命保険料控除と区別して、介護保険料控除を創設すべきである。

#### **(2) 低炭素社会の実現に向けた税制措置の延長・拡充**

昨今の原油価格高騰の背景には、新興国の旺盛なエネルギー需要があり、今後も長期的に原油価格は高値で推移する可能性が高い。原油を海外に依存するわが国としては、原油価格の高騰にも耐え得るだけの省エネルギー体質へと転換することが喫緊の課題である。このたびの原油価格高騰を、一層の省エネ促進と新エネルギーの開発・普及を加速する好

機と捉え、この分野への投資を税制面からも積極的に後押ししていく必要がある。

以上のことから、温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税のような新たな税負担を求めるのではなく、「環境と経済の両立」という大原則のもと省エネ投資や新エネルギー投資へのインセンティブを付与する観点から、下記の施策を導入・拡充すべきである。

- イ．省エネ技術や新エネルギーに係る研究開発について、研究開発減税の一層の拡充
- ロ．エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の対象設備拡大など一層の拡充
- ハ．期限切れを迎える「住宅の省エネ改修促進税制」の延長・拡充
- ニ．家庭における省エネ型製品（家電製品、ガス給湯器、暖房器具等）への買い替えを促すインセンティブ税制の創設
- ホ．太陽光発電機器を設置した一般家庭向けの税制優遇措置の創設
- ヘ．電気自動車やハイブリッド車など、環境負荷の低い自動車の普及促進

## 2. 土地・住宅税制の見直し

### (1) 固定資産税の負担水準や制度の見直し

#### **土地に係る固定資産税の条例減額制度の延長・拡充**

近年、東京都区部の商業地等の地価公示が急激に上昇しており、平成 21 年度の固定資産評価替えにおいて、固定資産税が企業にとって過度な負担とならないよう適切な措置を講じる必要がある。そのため、固定資産税の負担の適正化・均衡化を図る観点から、地方税法上、負担調整措置による上限（現行：70%）を 60%に引き下げるべきである。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度の適用期限を延長すべきである。いずれの場合でも、中小企業に対してはさらなる負担軽減措置を講じる必要がある。

#### **家屋に係る固定資産税の見直し**

家屋に係る固定資産税評価は、新築時の建設費や取得価格からみて評価額が高く、年数が経過しても一向に下がらないことや、立地や用途、構造などが類似した家屋でも評価額が異なり、さらに市町村間でも不均衡があるといった問題点が指摘されている。そのため、現行の評価方法である再建築価格方式の見直しを含め、家屋に係る固定資産税の評価方法を抜本的に見直す必要がある。

#### **償却資産に係る固定資産税の廃止**

そもそも、諸外国において償却資産に固定資産税を賦課している例は少なく、本来、廃止すべきである。少なくとも以下の諸点については、制度の見直しを検討すべきである。

- イ．償却資産に係る固定資産税の免税点（現行：150万円）の引き上げ
- ロ．30万円未満の少額減価償却資産を課税対象外とすること
- ハ．備忘価格を残して全額償却できるようにすること

### (2) 期限切れを迎える土地・住宅税制の延長

日本経済の先行きが懸念されるなか、不動産の流動化・有効利用の促進、建設市場の活性化を通じた内需拡大の景気対策として、以下の租税特別措置を延長・拡充すべきである。

#### **住宅関連**

##### **イ．耐震改修促進税制及びバリアフリー改修促進税制の延長**

(ローン残高の一定割合を税額控除)

#### ロ. 住宅に係る登録免許税の軽減税率の延長

(所有権の保存登記の軽減税率 0.15% (本則: 0.4%) 及び所有権の移転登記の軽減税率 0.3% (本則税率: 2%)、抵当権の設定登記の軽減税率 0.1% (本則: 0.4%))

#### ハ. 土地・住宅用建物に係る不動産取得税の軽減税率等の延長

(土地及び住宅用建物に係る軽減税率 3% (本則: 4%) 土地の課税標準の特例 (固定資産税評価額の 1/2 軽減))

#### 土地関連

##### イ. 事業用資産の買換え特例の延長・拡充

(長期所有土地等から事業用資産への買換えについて、100%の課税繰延べ)

##### ロ. 都市・地域再生事業に係る特例措置の延長

(不動産取得税、登録免許税、固定資産税・都市計画税等の軽減措置)

##### ハ. 法人の土地譲渡益重課制度の廃止

(一般譲渡の場合: 法人税 + 5% 追加課税、短期譲渡の場合: 法人税 + 10% 追加課税)

### (3) 事業所税の廃止

事業所税は、企業等が都市に集中することに伴う各種の財政需要が増加することに鑑み、都市の行政サービスと所在する事業所との受益関係に着目して課税する目的税である。しかし、事業所がうける行政サービスへの応益負担という点では、固定資産税等との二重負担であり、都市部に立地する企業にとって不当な負担となっている。さらに従業員の給与総額に課税される点は雇用を抑制する要因にもなりかねない。以上のことから、事業所税は廃止するべきであり、少なくとも、中小企業に対する事業所税は免除すべきである。

## ・ 納税コストや手続きの軽減・簡素化と納税環境の整備

### 1. 納税コストや手続きの軽減・簡素化

#### (1) 利子税・延滞税の軽減

利子税は、所得税、法人税については年 7.3% と特例基準割合 (現在 4.7%) のいずれか低い割合、相続税、贈与税については原則として年 6.6% と延納利子税の割合 (現在 4.2%) のいずれか低い割合で計算している。一方、延滞税は、納期限の翌日から 2 か月を経過する日までは年 7.3% または特例基準割合 (現在 4.7%) のいずれか低い方、2 月経過以後は年 14.6% で計算している。しかし、いずれの割合も昨今の金利情勢に照らして余りにも高率であり、資金繰りの厳しい中小企業に過酷な負担を強いている。

以上のことから、利子税・延滞税について以下の諸点について見直すべきである。

イ. 利子税・延滞税の課税割合の引き下げ

ロ. 延滞税の軽減割合の適用期間 (現行 2 か月) の拡大

ハ. 予定納税や中間申告について延滞税を免除

#### (2) 納税手続きの簡素化・合理化

納税者の納税事務負担の軽減及び税務当局による徴収コストの削減の観点から、下記の

取り組みを強化すべきである。特に、複数の都道府県や市町村にまたがって事業所を展開している企業にとって、地方自治体ごとに地方税の納付手続きを行わなければならない、納税事務が大きな負担になっていることに注意が必要である。

- イ．都道府県及び市町村など自治体毎に異なる書類の様式や手続、納付期限等を統一すること
  - ロ．都道府県や各市町村の申告・届出書類の提出、納付窓口等の賦課徴収事務を一元化すること
- 八．国税・地方税の納付窓口を統一すること
- ニ．中間申告及び予定納税について、選択により申告できるようにすること
  - ホ．コンビニ収納、カード決済、電子収納など支払方法の多様化を進めること
  - ヘ．法人による法人税・消費税の振替納税の導入
  - ト．以上のような取組を通じて、徴収事務の効率化や税務職員の削減をすすめ、徴税コストの削減に努めること

## **2. 納税環境の整備**

### **(1) 納税者番号制度の早期導入**

納税者番号制度は、個人の所得の捕捉状況を改善することで課税に対する不公平感を是正し、税務行政の効率を向上させる。また今後、増大する国民負担を、消費課税に偏ることなく、各自の担税力に応じて公平に分担することを可能にし、バランスの取れた税制を構築することにもつながる。以上のことから、平成 20 年度与党税制改正大綱の検討事項に明記されたとおり、早期に円滑な導入を目指すべきである。

その際、導入コストやプライバシー保護を含めたセキュリティの確保、また、重複して付番することがないようデータ整備に細心の注意を払うこと等が必要である。また、納税者番号の制度設計にあたっては、将来的に医療・年金などの社会保障関連の記録を管理する「社会保障番号」制度と一元化することも視野にいれて検討するべきである。

### **(2) 電子申告・納税の普及促進**

e-Tax については、個人が所得税の確定申告を電子申告で行った場合の税額控除制度(現行 5,000 円)や様々な税務手続きの電子化促進措置が講じられたことにより、ようやく平成 19 年度の利用率が約 17%を記録するに至った。平成 22 年度に 50%という目標達成に向けて、さらにシステムの改善、提出書類や手続きの簡素化等に努めるとともに、平成 20 年分で適用が終わる同控除制度に代えて恒常的な控除制度を導入するなど税制上のインセンティブを一層拡充するべきである。

また、地方税の eLTax については、導入している自治体が 47 都道府県と政令指定都市を中心としたわずか 18 市に留まっており、各市町村に事業所を広域展開している法人企業等、納税者のニーズに対応できる状況ではない。今後、納税者の利便性を向上する観点から、各市町村は eLTax 導入に向けて積極的に取り組むべきである。

以上

平成 20 年度 第 9 号 平成 20 年 9 月 11 日 第 596 回常議員会決議
---